

非常変災時における対応について

保存版

社会福祉法人 聖ヨハネ学園
付 属 下 田 部 保 育 園
園 長 小 池 み どり

これは、高槻市「児童保育課」より民間保育園も市立保育所に準じた対応をするようにとの
通達です。

- 1) 午前《7時》の時点で、北大阪に《暴風警報》《大雨警報》《洪水警報》が発令されている場合には**臨時休園**とします。
- 2) すべての警報が《解除》された場合には、その時点から午後《7時》まで保育を行います。
(* 土曜日は午後《6時》までの保育になります *)
午後《2時》以降解除の場合は、**臨時休園**とします。
- 3) 午前《9時》以降にすべての警報が《解除》された場合は、お弁当を持参して下さい。
- 4) 解除になり登園される場合は連絡して下さい。
- 5) 通常の保育を行っている場合であっても《暴風警報》《大雨警報》《洪水警報》が発令されるような状況に至った時には、速やかにお迎えに来て頂くように連絡します。
※お迎えの後、警報が解除になった場合も**臨時休園**になります。
- 6) 高槻市に《震度5》以上の地震が発生した場合には**臨時休園**となります。震度4以下の場合は原則通常通りとしますが、被害状況により**臨時休園**とする場合があります。
- 7) 高槻市に《避難時準備情報等》（警戒レベル3、警戒レベル4等）が発表された場合、お迎えをお願いする場合があります。
- 8) 保護者の緊急連絡先を明確にして下さい。
- 9) このプリントは各家庭で保存して下さい。

以上、ご協力の程よろしく申し上げます。

※連絡方法は、モバイルメールもしくは電話にて行います。